

第10節 交通施設

<交通施設の延床面積の削減目標>

分類	現在の面積 (㎡)	今後の面積 (㎡)	増減面積 (㎡)	増減率 (%)
交通施設	14,024.7	14,024.7	0.0	0.0
合計	14,024.7	14,024.7	0.0	0.0

自転車駐車場の機能は維持するものとし、民設民営を含めた建替えを検討します。

10-1. 交通施設

(1) 施設概要

□ 木更津駅前西口駐車場及び自転車駐車場は、通勤などで駅を利用するための方の駐車場です。

図表2-79 交通施設の一覧

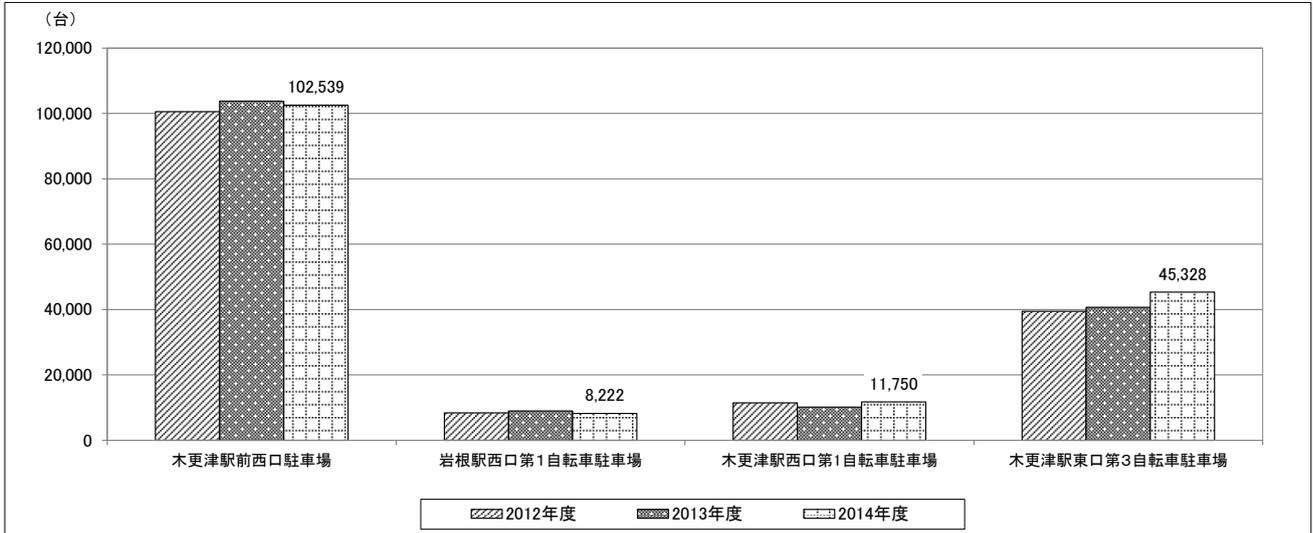
施設 No.	施設名	所在	避難場所 指定	延床面積(㎡)		竣工 年度	築年数 (年)	構造	耐震改修	備考
					施設分					
103-1	木更津駅前西口駐車場	中央1-1-1	津波避難ビル	10,160.3	9,521.9	1992	24	S造、RC造	不要	木更津駅西口第3自転車駐車場と複合
103-2	木更津駅西口第3自転車駐車場	富士見1-392-8	津波避難ビル	10,160.3	638.4	1992	24	S造、RC造	不要	木更津駅前西口駐車場と複合
104	木更津駅東口第2自転車駐車場	富士見1-408-8	指定なし	423.8	—	1980	36	S造	不要	
105	岩根駅西口第1自転車駐車場	岩根3-4611-8	指定なし	922.9	—	1993	23	S造	不要	
106	東清川駅前自転車駐車場	笹子字高橋479-2ほか	指定なし	56.0	—	1978	38	S造	不要	
107	木更津駅西口第1自転車駐車場	富士見1-193-5	指定なし	647.0	—	1990	26	S造	不要	
108	木更津駅西口第2自転車駐車場	富士見1-193-7	指定なし	261.9	—	1990	26	S造	不要	
109	木更津駅東口第1自転車駐車場	富士見1-863-6	指定なし	416.0	—	1992	24	S造	不要	
110	木更津駅東口第3自転車駐車場	富士見1-407-5	指定なし	996.0	—	1990	26	S造	不要	
111	木更津駅東口第4自転車駐車場	大和1-11-2	指定なし	80.0	—	1974	42	S造	不要	
112	木更津駅東口第5自転車駐車場	富士見1-206-4	指定なし	60.9	—	1974	42	S造	不要	

※表中の「施設分」は、本項の用途分類で使用する専有面積分のみを掲載しています。

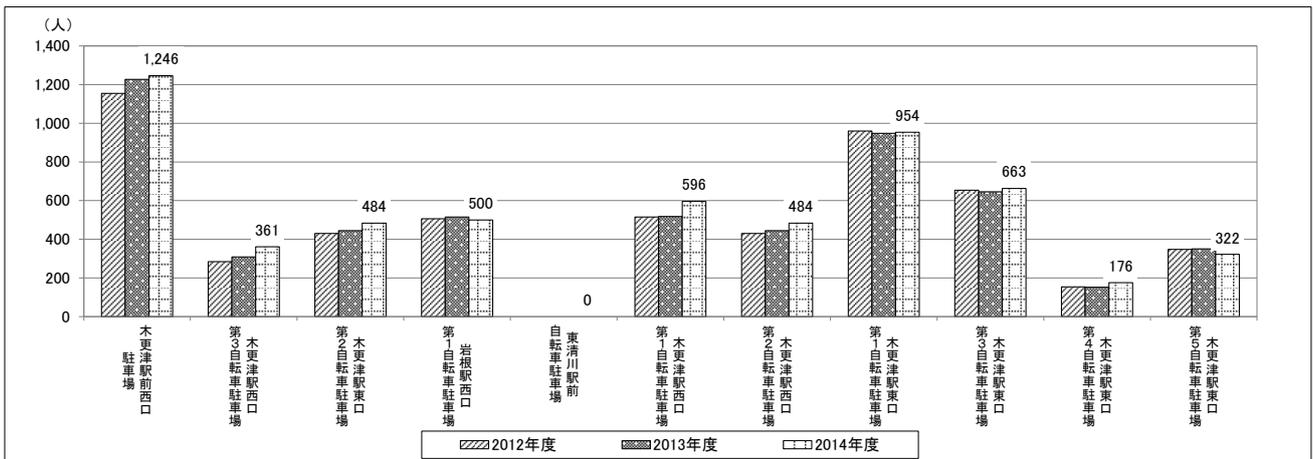
(2) 現状及び課題

- 自転車駐車場は、老朽化が顕著であり、今後、建替えコストが急増すると見込まれます。

図表 2-80 一時利用状況の推移



図表 2-81 利用登録状況の推移



(3) 今後の方向性

- 各施設の今後の方向性及び再配置に向けた実行プランを、**図表 2-82**のとおり設定します。
- 各自転車駐車場の建替えの際は、民間事業者に土地を賃借し、運営（民設民営）することについても検討します。
※この場合、一定の賃料が毎月歳入として確保（自転車駐車場（建替え費含む）にかかる市の経費は0円）されることとなり、当該歳入は、他の自転車に関する政策（道路等の安全対策など）経費に充てることが可能となります。
- 建替え時には、受益者負担の公平性の観点から、駐車料金（年間料金）を民間駐車場の相場並みに見直します。

図表2-82 再配置実行プラン

施設 No.	施設名	施設面積 (㎡)	短期(2017~2026)		中期(2027~2036)		長期(2037~2046)	
			基本方針	面積増減 (㎡)	基本方針	面積増減 (㎡)	基本方針	面積増減 (㎡)
103-1	木更津駅前西口駐 車場	9,521.9	■大規模改修					
103-2	木更津駅西口第3自 転車駐車場	638.4	■大規模改修					
104	木更津駅東口第2自 転車駐車場	423.8	■建替え					
105	岩根駅西口第1自 転車駐車場	922.9	■建替え					
106	東清川駅前自転車 駐車場	56.0	■建替え					
107	木更津駅西口第1自 転車駐車場	647.0	■建替え					
108	木更津駅西口第2自 転車駐車場	261.9	■建替え					
109	木更津駅東口第1自 転車駐車場	416.0	■建替え					
110	木更津駅東口第3自 転車駐車場	996.0	■建替え					
111	木更津駅東口第4自 転車駐車場	80.0	■建替え					
112	木更津駅東口第5自 転車駐車場	60.9	■建替え					
計		14,024.7	短期(10年)	0.0	中期(20年)	0.0	長期(30年)	0.0

※自転車駐車場（施設No.104~112）は建替え時期である60年を経過していないものの、老朽化が著しく大規模改修の対応が困難であることから10年以内に建替えをするものとします。